

ノーロード明治安田J-REITアクティブ

追加型投信／国内／不動産投信



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:16,960億円

(資本金・運用純資産総額は2019年7月末現在)

[ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社> **三菱UFJ信託銀行株式会社**

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



投資家の皆さまへ

「ノーロード明治安田J-REITアクティブ」は、わが国の金融商品取引所に上場されております不動産投資信託(REIT)を主な投資対象とし、保有する不動産の収益力向上を背景としたREIT価格の上昇によりファンド価値の増大を図ってまいります。

日本経済の動向、不動産市況および個別銘柄の特性等を丹念に分析し、より持続的に発展しうるREITを組み入れ、信託財産の中長期的成長と安定的な収益の確保を目指します。当アクティブファンドへの投資が中長期的な投資家の皆さまの資産形成の一助になるものと考えております。

また投資家の皆様にご負担いただく費用については、購入時手数料をゼロ、ファンド運営にかかる運用管理費用(信託報酬)もアクティブファンドではありますが極力抑制することといたしました。

どうぞ末永く「ノーロード明治安田J-REITアクティブ」をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

ノーロード明治安田J-REITアクティブの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年9月17日に関東財務局長に提出しており、2019年9月18日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	不動産投信	その他資産(投資信託 証券(不動産投信))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

ノーロード明治安田J-REITアクティブは、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

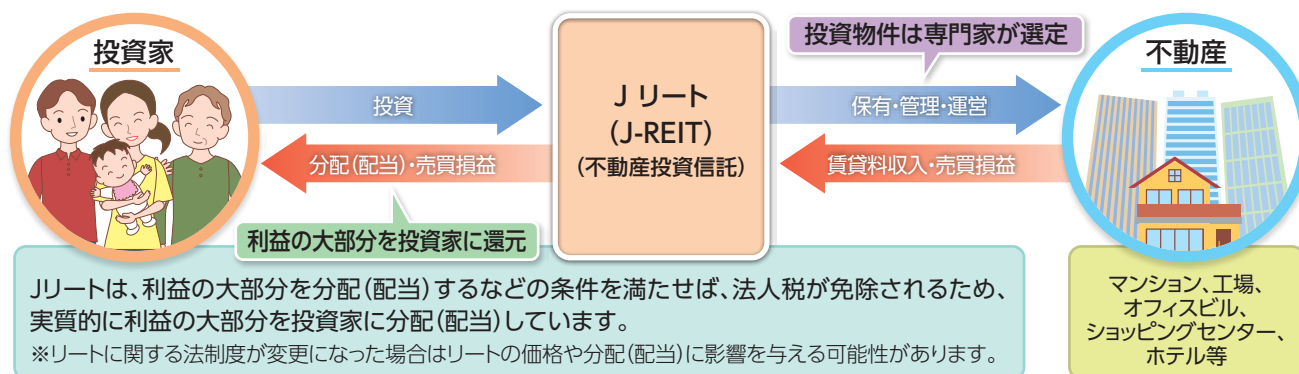
■ ファンドの特色

明治安田J-REITマザーファンド(以下、「マザーファンド」ということがあります)受益証券を主要投資対象とし、わが国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券(これに準ずるものを含む)に投資します。

リート(J-REIT)について

REIT(リート)とは、不動産投資信託のことをいいReal Estate Investment Trustの略称です。一般的に日本(Japan)の不動産投資信託のことをJリートといいます(Jリートは上場金融商品です)。

<リートの投資イメージ図>

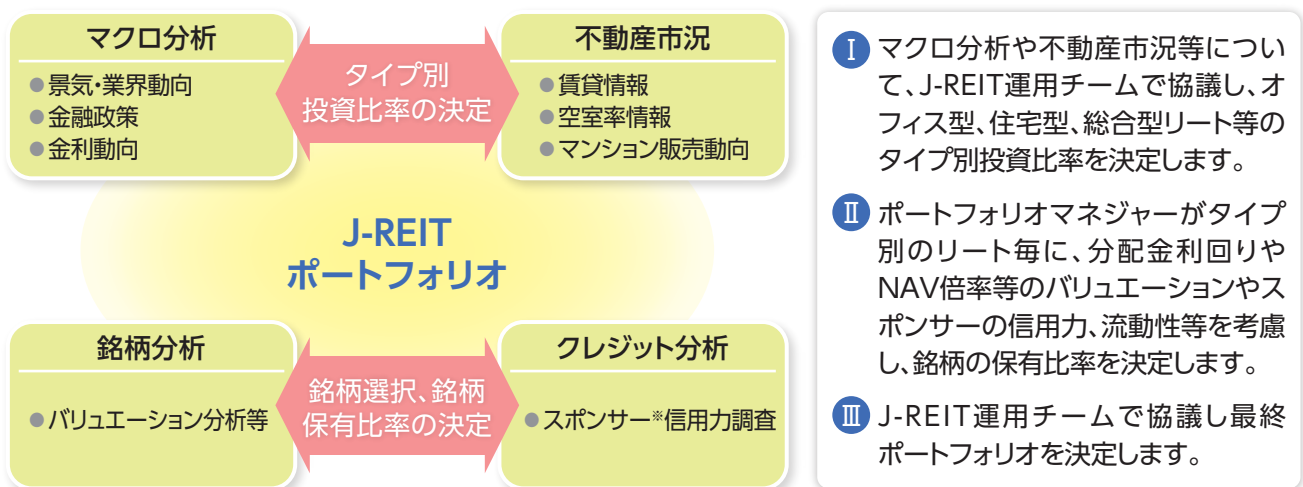


■ 運用プロセス

J-REITの個別銘柄の組入れにあたっては、マクロ動向、不動産市況、個別銘柄の定量・定性面について分析し、投資対象銘柄の選定およびポートフォリオの構築を行います。

●明治安田J-REITマザーファンドの運用プロセスは以下の通りです。

トップダウンアプローチとボトムアップアプローチ融合したチーム運用

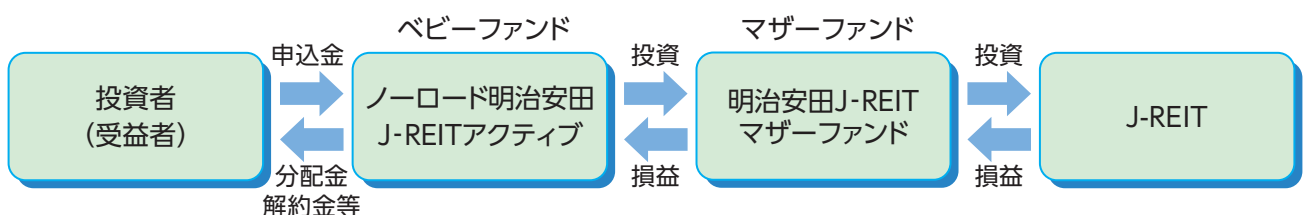


※スポンサーとは、出資金や賃貸用不動産等をリートに提供するリート運営会社の親会社(ないし株主)のことをいいます。
—上記は、運用プロセスを簡潔にイメージ化したものです—

※上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

■ ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合	同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行いません。

■ 分配方針

年1回(6月18日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ノーロード明治安田J-REITアクティブは、マザーファンドを通じて、リート(不動産投資信託)など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

リート の リ ス ク	賃料の値上げ・値下げ、入居率(空室率)の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。 また、リートに関する法律(税制度、会計制度等)が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。 ※上記はリートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。
信 用 リ ス ク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行う部分があります。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

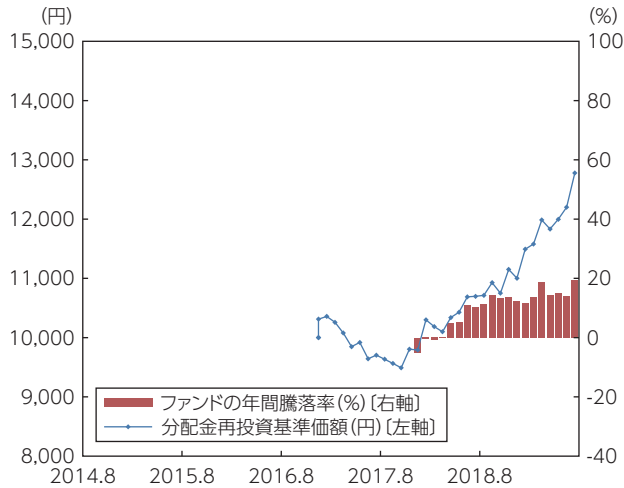
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



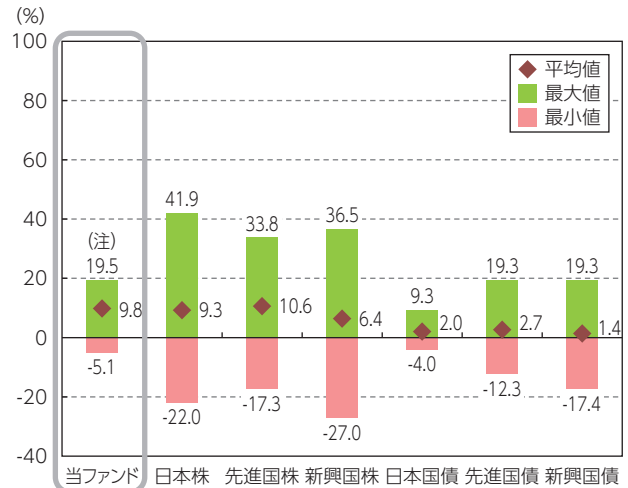
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2014年8月～2019年7月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

●QRコードからアクセスする

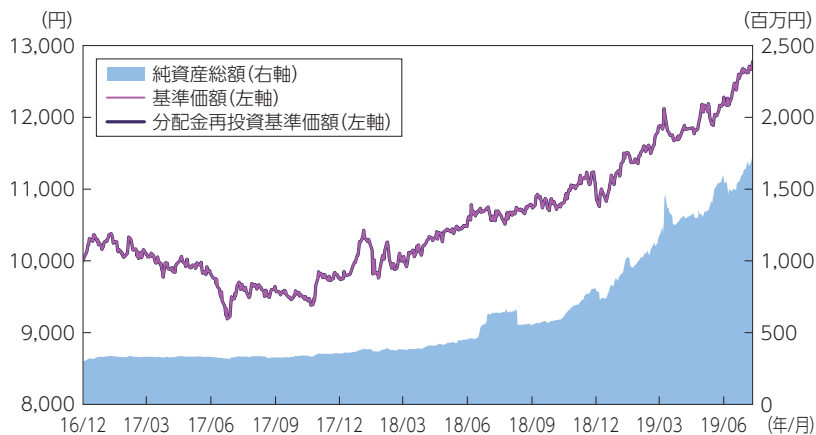
スマートフォンをお持ちの方は右記のQRコードを読み込み、委託会社のホームページのホーム画面へアクセスしてください。ホーム画面から、投資信託商品一覧へと進み、当ファンドの運用レポート(月次)を選択することで、最新の運用状況をご確認頂けます。



3. 運用実績

2019年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2019年6月	0円
2018年6月	0円
2017年6月	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	12,779円
純資産総額	1,737百万円

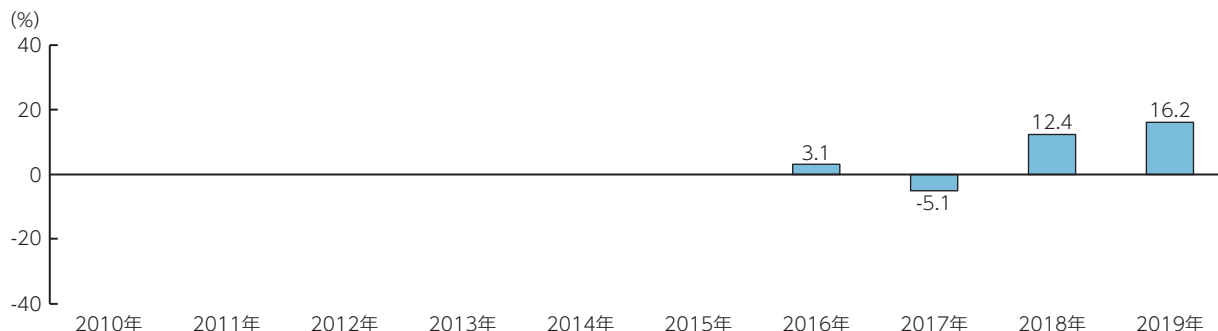
主要な資産の状況

組入上位10銘柄(マザーファンド)

	銘柄名	投資比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	7.96
2	野村不動産マスターファンド投資法人	6.35
3	オリックス不動産投資法人	6.26
4	日本プロロジスリート投資法人	6.00
5	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.88
6	アクティビア・プロパティーズ投資法人	5.51
7	インヴィンシブル投資法人	5.08
8	日本リテールファンド投資法人	4.39
9	ケネディクス・オフィス投資法人	4.37
10	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3.93

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2016年は設定日(2016年12月21日)から12月末まで、2019年は7月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金 申込不可日	—
購入の申込期間	2019年9月18日から2020年3月17日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	無期限(2016年12月21日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年6月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	500億円
公 告	原則、電子公告の方法により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、**年0.297%(税抜0.275%)***の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

*消費税率が10%となった場合は年0.3025%(税抜0.275%)となります。

<内訳>

配分	料率(年率)
委託会社	0.135%(税抜0.125%)
販売会社	0.135%(税抜0.125%)
受託会社	0.027%(税抜0.025%)
合計	0.297%(税抜0.275%)

【消費税率が10%となった場合】

配分	料率(年率)
委託会社	0.1375%(税抜0.125%)
販売会社	0.1375%(税抜0.125%)
受託会社	0.0275%(税抜0.025%)
合計	0.3025%(税抜0.275%)

運用管理費用 (信託報酬)

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

<p>その他の費用・手数料</p>	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054%(税抜0.005%)*を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は年0.0055%(税抜0.005%)となります。</p>
--------------------------	---

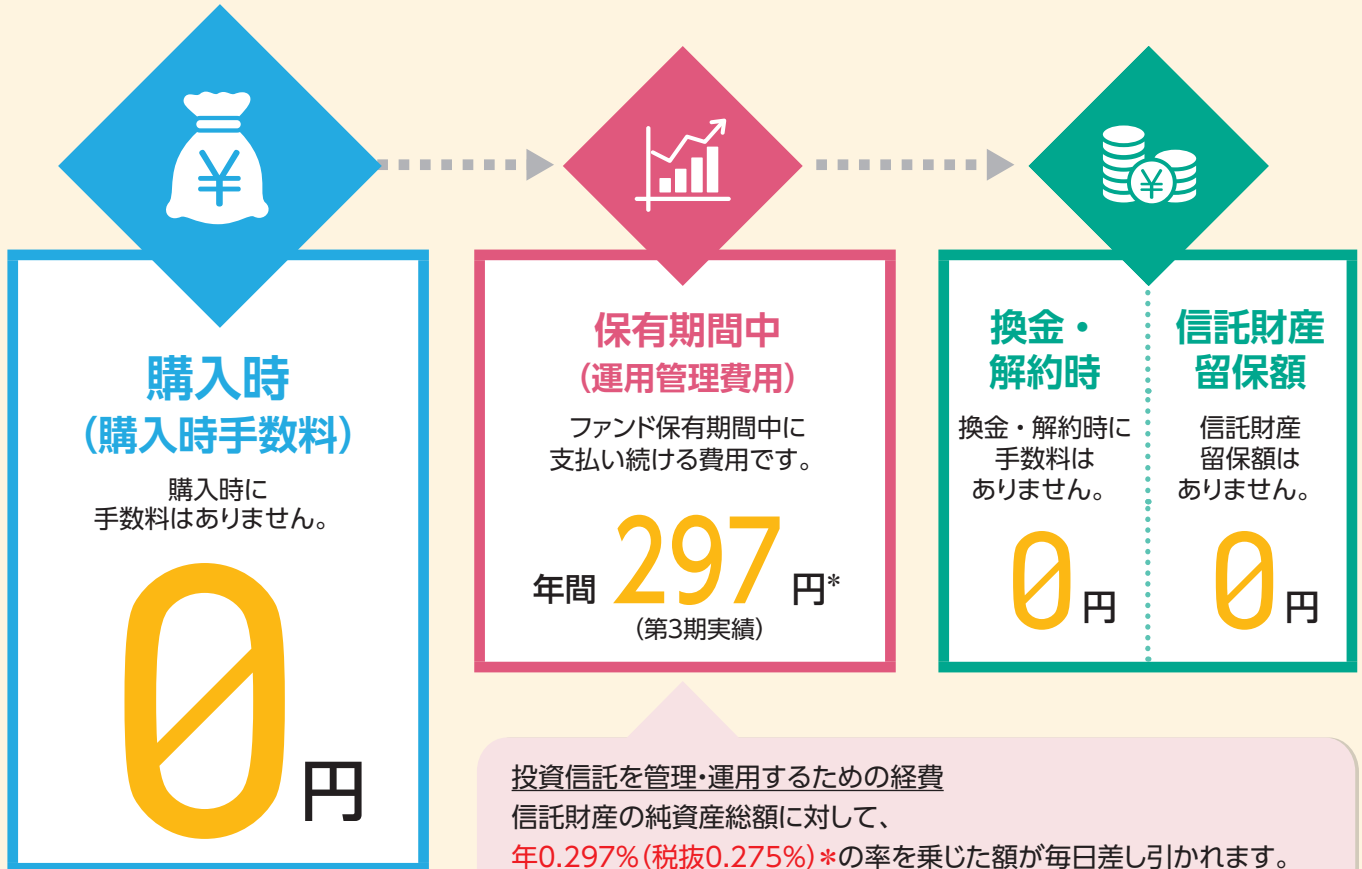
※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ご案内 当ファンドへの投資にかかる費用について

本ページは前記「■ ファンドの費用・税金」のうち費用について、よりご理解を深めていただくため、実額(過去実績)での説明を加えたものです。掲載の金額は一例であり、変動します。



例えば、**100,000円** で購入した場合にかかる費用は・・・



投資信託を管理・運用するための経費
信託財産の純資産総額に対して、
年0.297%(税抜0.275%)*の率を乗じた額が毎日差し引かれます。
*消費税率が10%となった場合は年0.3025%(税抜0.275%)となります。

購入価額	×	運用管理費用	=	1年にかかる運用管理費用
100,000円		0.297%		基準価額上昇 297円超 基準価額変わらず 297円 基準価額下落 297円未満 (実務上、円未満は四捨五入します)

※上記の額は購入時から基準価額が変わらなかったと仮定して計算した理論上の金額です。運用管理費用は日々差し引かれて算出されるため、売却時に信託報酬が別途差し引かれることはありません。実際は、基準価額が変動するため、運用管理費用も上記の額より変動(増減)します。



保有期間中（その他の費用・手数料）

運用にあたり、監査費用年0.0054%（税抜0.005%）*の他、
売買委託手数料等、その他の費用がかかります。

*消費税率が10%となった場合は年0.0055%（税抜0.005%）
となります。

年間 **207** 円*
(第3期実績)

*記載の金額は、基準価額が変動するため、当該ファンドの運用報告書に掲載されています。1万口当たりの費用明細に記載されている比率から、当該金額相当額として算出したものです。詳しくは、交付運用報告書をご覧ください。

*当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なります。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

※上記は2019年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

ご案内 当ファンドへの投資にかかる税金について

本ページは前記「■ ファンドの費用・税金」のうち税金について、よりご理解を深めていただくため、金額表示の説明を加えたものです。掲載の金額は一例であり、投資家により異なります。



例えば、**100,000円** で購入し、普通分配金 **1,000円** を受取り、

売却時に利益が **10,000円** だった場合にかかる税金は・・・



分配時

税率 **20.315%**

(所得税及び地方税)

配当所得として課税されます。
普通分配金が課税対象となります
(特別分配金は非課税です)。

100,000円で購入して、基準価額の上昇により1,000円(10,000口当たり100円)の分配金を受け取った場合、普通分配金**1,000円**に対しかかります。

$$1,000円 \times 20.315\% = 203.15円$$

普通分配金
1,000円に対し **203**円

(円未満切捨て)



換金(解約)時及び償還時

税率 **20.315%**

(所得税及び地方税)

譲渡所得として課税されます。

100,000円で購入したものが、その後基準価額が10%上昇して110,000円になった時点で、換金(解約)した場合、差益(売却益)**10,000円**が課税対象となります。

※購入時と換金(解約)時の差益に対してかかります。

$$110,000円 - 100,000円 \times 20.315\% = 2,031.5円$$

売却益
10,000円に対し **2,031**円

(円未満切捨て)

※上記記載の金額は理論上の金額です。実際とは異なる場合があります。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※前記は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※換金(解約)時及び償還時の差益を求める際の購入時金額は手数料を除きます。

なお、当ファンドは購入時手数料はありません。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

